

大社保協新型コロナウイルス感染症緊急要望書に対する回答

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した等の被用者への傷病手当金については、既に4月に条例化しております。制度の概要や手続きは、ホームページにて周知しており、郵送での手続きも可能としております。
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する保険料減免については、制定する方向で検討しております。
- ③ 広報誌やホームページなどで、国民健康保険料の納付が難しい方については、早めに相談するよう周知しております。
- ④ 滞納処分については、法理を遵守し差押禁止財産の差し押さえは行っておりません。また、納付相談等により無財産や生活困窮であると判断した場合については、滞納処分の停止を行うなどの対応を行っております。
- ⑤ 一部負担金減免については、制度、条件が異なりますので、別に受付を行っております。